

第2回研究大会報告集

「相続・原点追求」



主催者挨拶



主催者挨拶

本学会には、大きな使命が二つあります。一つ目は、現行のルールの中なかでいかに工夫したら「円満かつ円滑な相続」を迎えることが出来るのかという研究です。実務者中心の本学会会員は、それぞれに無数の事例情報を手元に持っています。その情報を注意深く積み重ね、探究するという業際視点に、学際視点からのご協力をいただき、たくさんのお答えを見出そうとしています。そして、その成果を早く、広く国民に公開するという使命です。二つ目は、新しいルールを政策提言していくという使命です。相続に関する現行のルールのうち、既に国民生活の実態に合わない部分については、本学会ならではの提言をしていくことが必要であると考えます。

今回の「相続・原点追求」というメインテーマは、今行わなくてはならない、国民に向けたメッセージです。来年からの相続税改正を機に、国民の相続への関心は高まっています。しかしそれは相続の一側面である「相続財産

の行方」のみに偏っていると考えられます。この視点で相続を迎えた時「無用な相続争い」への近道となります。そのため、今ここに道標を建てようとしているのです。

「相続」とは何か。深く追求していくと、人間はいかに生き、次世代に何を相続させるか。という課題の前で立ち止まります。そのヒントをいただくため、進化の隣人であるチンパンジーの研究を通じて、人間の心や行動の進化的起源を探り「比較認知科学」と呼ばれる新しい研究領域を開拓されました松沢先生から「人間とは何か」についてお話しいただくことにしました。

本学会の活動が、さらに充実したものに進化することは、比例して国民の幸福に貢献できることであると信じています。今こそ、21世紀の日本社会の課題に立ち向かうではありませんか。

一般社団法人日本相続学会
会長 伊藤久夫

来賓挨拶



来賓 平川忠雄 様

平成27年1月から「相続税等の課税ベースの拡大の改正事項」が適用されます。具体的には相続税基礎控除の引き下げ、相続税及び贈与税率の最高税率引き上げ等による見直し等が適用されるに伴い、特に相続税においては都市部で課税対象が2〜3割に上昇するとの見方もあるようです。具体的には東京国税局の課税割合は平成24年で7.0%であったものが大きく変動することになります。

経験的な見方では、相続税の負担が大きい場合には相続財産の種類別の配分合意がもつれることも多いといえます。相続等に関わる専門家は更なる知識の吸収に務め、相続による財産継承

の課題を掌握する必要があるといえます。

また平成25年度税制改正により画期的見直しがなされた「事業承継税制」の多角的な緩和措置の改正事項が平成27年1月から適用され、中堅中小企業の存続にかかわる新税制が注目されています。改正内容の適格な有利適用が承継事業の盛衰に関係いたします。

経済社会における財産や事業の承継に役立つ機能を、当相続学会において更なるご研鑽を高められますよう祈念して私の挨拶とさせていただきます。

一般社団法人日本相続学会
顧問 平川忠雄

2014年11月15日

中央大学
駿河台記念館

INDEX

主催者挨拶	1
基調講演	2
大会シンポジウム	2
事例発表	3
研究発表	4
情報交流会	4
実行委員会から	4

10:30~

11:30



基調講演
松沢 哲郎 様

基調講演 「想像するちから」

海外旅行に行ってみると、日本の良さを再認識できるということがあります。つまり対象の外から見てみるということです。これをアウトグループの発想と言います。この発想で「人間とは何か」ということを、進化の隣人のチンパンジーから教えてもらおうというのが、私の研究です。

ヒト科は4属です。オランウータン・ゴリラ・チンパンジー・ヒトです。同じヒト科ですのでチンパンジーも何人と呼びます。ヒトとチンパンジーのゲノム配列は98.8%まで同じです。つまり、1.2%しか違いません。ウマとシマウマよりも近いのです。アウトグループから観察するという方法で人間を理解しようとする時に、「こころ・ことば・きずな」が大事なキーワードとなります。

「こころ」を教育という切り口で見えますと、チンパンジーの教育は「教えない教育・見習う学習」です。親や大人は手本を示し、子供はまねる。大人は寛容に子供を見ている。子供は、大人と同じことをしたいという動機です。同じ視点で人間の教育を見ると、人間の特徴は「教える」ということです。手を添える。ほめる。うなずく。ほほえむ。認める。見守る。これらは人間固有のものです。

子育てという行動も、母性本能ではないことが分かりました。自分が親に育てられたことをまねて子育てをする。親の育てたようにしか育ちません。人間に育てられたチンパンジーは、子育てを拒否します。また子供を親から引き離してはいけません。ということでもあります。

「ことば」はチンパンジーにはありません。言葉は経験を持ち運ぶことが出来ます。そして経験を他者と分かち合うことが出来ます。また言葉を生み出す社会の方に人間の本質があり、その基盤にあるのは子育ての違いではないかと思っています。

「きずな」他の動物の女性の出産をしなくなったら亡くなります。チンパンジーの寿命はだいたい50歳くらいですが、最後まで出産を続けます。人間は手のかかる子供たちを短期間で産み、大人の男女が共同して子育てをする。実は「おばあさん」は人間の発明です。おばあさんは子供を産まなくなったけど、孫の面倒をみます。これは人間だけにある、社会的な役割です。それは自分の子だけではなく、社会の子供ということです。大人がみんなで子供を育てていく社会というところが人間だけにあることです。



「想像するちから」チンパンジーは、今そこにあるものを見るのがすごく上手です。人間は今、そこにはないものに想いを寄せ、遠く離れた人や、亡くなった人のこと、自分の死んだ後のことまで想像します。他人の心のなかを想像することが出来ます。人間とは、時間と空間の広がりがとても大きいのが特長です。そして希望を持つことが出来るのが人間ではないかと思っています。

大会シンポジウム 「次世代に何を相続させるか」

シンポジスト

松沢哲郎氏：京都大学霊長類研究所 教授
常岡史子氏：横浜国立大学大学院 教授
延澤栄賢氏：真宗大谷派東京宗務出張所次長
林 直子氏：F P オフィス結yui 代表

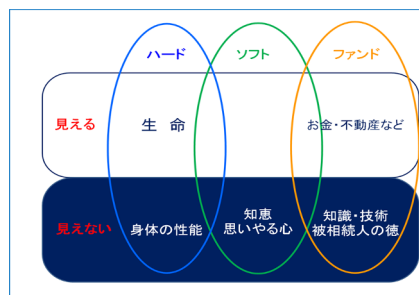
コーディネーター

伊藤久夫氏：日本相続学会 会長

(伊藤) 今回は、目に見える・見えない財産＋ハード・ソフト・ファンドという視点から相続を考えてみましょう。右図掲出。

(延澤) 私が所属する真宗大谷派では「今、いのちがあなたを生きている」というテーマを掲げている。「生命」が個々の生命体を持つまさに命であるのに対し「いのち」は個々の命の背後にある。「いのち」は自分ひとりのものではない。

(常岡) 相続財産は相続人らが共同で相続するのが原則ですが、その例外として祭祀財産は一人の者が受け継ぐことによって分散を防ぎ、祖先の祭祀を継続していくことをねらいとしています。「家」という観念は現代ではもはや薄れているでしょうが、祖先を祭るという感覚は日本人のなかにまだ厳然と存在し、法律もそれを前提として相続人間での不毛の争いを回避する



ために裁判所が介入することを許しているとも言えるように思います。

(林) 親

が「生きざま」「老いざま」「病みざま」そして、最後に「死にざま」を見せることで、子は、やがて自分の身に起きることを学習するのではと思います。

(松沢) 提示された図のハード・ソフト・ファンドを身体・文化・文明と言い換えてみてはどうでしょうか。空白になっている「見えるソフト」には、まさに宗教・習俗・伝統というものが入ると思います。このソフトは人間だけが持つ分野でもあります。個々の財産という発想だけではなく、日本全体の財産、世界全体の財産というように大きく思いを巡らせることがヒントになると思います。また、相続の実務に携わる皆様が、その実務に軸足をおきながらもこのように集い、改めて相続とは、人間とは、と考えることは、とても貴重なことであると思います。



11:40~

12:40



事例発表

教室	360	560	580
グループ	①税務・法務	②家族信託・遺言	③不動産・保険
進行者	平川 茂	阿部恵子	池内久徳
14:05 ～ 14:30	テーマ ・相続税法第18条(相続税額の加算)・一般社団法人、信託を活用した不動産賃貸業の法人成り 発表者 川股修二 税理士・あすか税理士法人・札幌	・相続争いを未然に防ぐ遺言書の書き方 大沢利充 税理士・全国相続協会・松本	・不動産有効活用による相続対策～戦国大名を先祖とする旧家の事例～ 後藤貴仁 クロス不動産投資顧問(株)・甲府
14:35 ～ 15:00	テーマ ・創業者の死去により未上場企業株式をM&Aで譲渡 発表者 笹川敏幸 フロンティア・マネジメント(株)事業承継コンサルティングチーム	・家族信託を使った安心不動産相続対策 松尾企晴 (株)プロサーチ・東京	・障がい者を含む兄弟の遺産分割 佐々木元司 ソニー生命保険(株)・名古屋
15:05 ～ 15:30	テーマ ・兄弟間での収益物件の相続 発表者 工藤杏平 弁護士・東京グリーン法律事務所・東京	・地主様の遺言書作成における留意点 高橋綾子 埼玉県相続サポートセンター・埼玉	・中小企業経営者の事業用資産を守るための生命保険活用 大田 勉 ニッケイグローバル(株)・大阪

以下、参加者の主なコメントを抽出して掲載いたします。

●遺言書作成は、慣習と法律の調整のために存在するという説明は、大変印象に残りました。また、揉めないよう心くばり・遺言者の意見を尊重することと、それに相続人(受遺者)間の関係調整が大きく関わってくるという指摘が改めて分かった。●家族間の意思疎通の重要性。家族信託というまだ一般的でない提案をした発表者に、依頼者は最初戸惑いながらも、双方に信頼関係が生まれていく過程と、それが家族間の関係性をも良好にしていく様子がよかった。●資産は先祖からの贈り物・発表者の依頼人の「家」の生活形成の様式に寄り添った丁寧な仕事ぶりに興味あり。●日本の中小企業は、社長が個人で会社につき込む体質からの脱皮を提案したことになる。●収益物件に親族が居住していて収益性が低いときに、物件の維持と居住の

確保をどのように調整するか？大変な調整だったと思う。●代償金の確保ができないときにどのように対応するか？もう少し聞きたかった。

●兄弟姉妹が共同で受託者になったという結論がよかった。●当事者の数が多く大変な事案であったが、明解に区別し、解明しやすい図表を作り説明されたので分かりやすかった。●説明者が言うように、当事者間のフォローが良く、困難事案をよく解決されたと思う。●とても珍しいケースだが、「歴史的財産・資料の散逸防止」のために相続対策を行う。分割や税金の問題ではない。補完性の原理、協働。参考になった。●金銭信託と生命保険(終身年金)を組み合わせるとこのように素晴らしいことが出来る。複数の手段を組み合わせたコラボは可能性がある。実務者は他業種をもっと勉強しなければいけない。

14:00～

15:30



研究発表 (研究部会発表・データベース活用に関する検討)

発表者：佐々木好一弁護士

●想定していたデータベースの活用法
年齢や資産構成、生活歴などの多様な項目で分類し、相続における傾向を把握したり、会員がデータベースに触れられるようにして、自身の実務の参考にできるようにする方法を検討していた。

(問題点) 個人情報保護法及び、特に会員の守秘義務との関係に問題点があった。(結論) 守秘義務の問題が発生した場合に想定されるリスクを考慮し、データベースという形で会員への情報提供は控えるとの結論に至った。研究資料として構築し、本学会の政策提言などの論理的な根拠とする。

●会員間の情報共有に関する検討

(目的) 個々の会員において、疑問点を解消したり、自身の経験や知識を共有することで、会員にとって有用な情報が提供されることを目指す。

(情報共有の方法) 「会員の参加するメーリングリストのような形態」を検討している。

(懸念点) メーリングリストにおいては、情報漏えい・守秘義務の問題を内包する。

(今後の方針) 上記懸念点を回避しつつ、有用な形態にすべく活用する場合のルール策定を含めて、引き続き検討し、実施に移していく予定です。

16:00～

16:30



研究発表 パネルディスカッション「民法改正について」

16:30~

17:30

パネラー

- 大杉麻美氏 明海大学不動産学部 教授
- 森川紀代氏 森川法律事務所 弁護士
- 五井泰彦氏 プルデンシャル生命保険㈱
- 平川 茂氏 平川会計パートナーズ 税理士
- コーディネーター
- 吉田修平氏 吉田修平法律事務所 弁護士

(吉田) 本年1月より法務省において相続法制検討ワーキングチームが設置され、議論が行われている。その内容は多岐にわたるが、本日のパネルディスカッションでは、①配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するための措置 ②遺留分制度の見直しという2つのテーマのみを取り上げます。

①(森川) 今年亡くなったある俳優の死亡当日の入籍によって、妻となった女性には、1/2の相続分がある。今回の配偶者の貢献度を考慮するというのは、実質的公平性、妥当性を指す上で画期的な第一歩である。しかし貢献に応じた分割となれば、もう一段階、紛争のステージを作ることになる。「相続争い」を避けるために、また当事者の予測可能性を上げるためには、できる限り客観的な基準を用いるべき。婚姻期間、同居期間などから形式的に算定するほかないのでは。

①(五井) 長男のお嫁さんなどには予め生命保険金の受取人になってもらい、感謝の気持ちを示し

ておく事が可能。生命保険はお金に名前を付けることができる手段です。死亡保険金の受取人になれる人：被保険者の配偶者または二親等以内の血族・二親等以内の姻族で経済的な結びつきがある場合は追加書類提出・三親等以上の親族の場合は追加書類提出と契約確認。他

・受取人にならない人：友人・知人・恩人・単なる同居人（特に同性）

②(大杉) 現行の遺留分制度は複雑になってしまい円滑な相続を妨げている。さらに新たな制度の創設は難しいのではないだろうか、効力などの見直しをすれば新たな解釈の可能性を発生させることになるのではないだろうか。とはいえ、効力の見直しを行い家庭裁判所が介入することになれば柔軟な対応が可能となるだろうか。本来の遺留分制度の制度趣旨を踏まえ、また、現在の相続の状況も加味したうえで改正の方向性を探る必要があるだろう。

②(平川) 遺留分制度の見直しについて、中小企業経営承継円滑化法が制定された際に、民法特例が創設されたことは画期的であった。しかし経産省への届け出やその後の条件が厳しく、年間届出件数は少ない。使い勝手が悪いので条件緩和が求められる。

(吉田) お話しのあった民法特例の創設に関わったが、まだ十分とは言えないので今後の展開に期待したい。また配偶者の貢献という点では、離婚協議の際に採用する財産分与の方法を、相続に流用出来ないか検討を進めるべきではないか。また実務者から見ると、①・②ともに信託と保険が解決の糸口と予想される。今後の議論を注視するとともに本学会の意見をまとめたい。



情報交流会

18:00~

19:30

吉田副会長の開会挨拶に続き、野口理事の乾杯でスタート。30名参加、終始賑やかに歓談と名刺交換が続く、連携のきっかけを作る大事な時間となりました。

●恒例の相続クイズ大会が行われ、今年はウルトラマン兄弟の相続が題材にされました。とても興味深い問題が準備され、参加者のどよめきが続きました。ウルトラマン兄弟は実の兄弟だと思っていましたが違うんですね。それからウ

ルトラン世代のみなさんは眼が少年に戻っているようにも見えました。中島実行委員長の締めめのあいさつにて再会を約し、お開きとなりました。

●企画いただいた池内様・阿部様ありがとうございました。



実行委員会から

朝の短い時間で打合せと準備ができるかどうか心配でしたが、皆様のご協力によって間に合いました。ありがとうございました。毎週のメールマガジンにお返事をいただき、励まされながら、準備を進めることが出来ました。参加者は全部で94名が正確な数字です。これを約100名と言ってよいかどうか、微妙なところですが、ここは正直な数字

(94名)で発表することになります。

来年の研究大会は、11月12日(木)13日(金)に愛知県犬山市の日本モンキーセンターを会場に開催されます。動物園・研究施設・博物館です。どうぞ楽しみにして下さい。東海ブロック長の竹内様に実行委員長をお願いすることになりました。よろしくお願いします。

